名古屋都市計画火葬場の変更(案)について(清須市決定)

• 五条広域事務組合斎場

平成30年5月25日提出

愛知県清須市都市計画審議会 会 長 河 邑 眞

資料①

斎場整備事業の概要

斎場の必要性

斎場は、人生の終焉において厳粛に最後のお別れをする場として、誰もが利用することとなる必要不可欠な施設です。

- ・周辺自治体への火葬依存の解消
- ・将来の火葬需要の増加への対応
- ・大規模災害への対応

斎場整備の動き

年 月	内容
昭和54年6月	五町村で、ごみ焼却工場は甚目寺町、し尿処理場は新川町、 火葬場は春日村、清洲町及び西枇杷島町は応分の負担をする旨 の覚書を締結する。
平成3年9月	火葬場の位置は「春日町大字下之郷字鳥出地区」と決定する。
平成14年12月	建設地隣接地区の名古屋市西区浮野学区より、「学区の北と南に嫌われ施設を2つも建設することは同意できない。火葬場建設候補地を白紙撤回するならば、し尿処理場の建設を同意する用意はある。」との話があり、正副管理者・議長会議及び組合議会全員協議会で協議した結果、し尿処理海洋投棄禁止期限が間近になったこともあり、この同意条件を了承し、協定書を締結する。これにより鳥出地区での火葬場建設が白紙となる。

年 月	内容
平成16年10月	火葬場施設基本計画を作成し、これを基に新たな建 設地の選定を行う。
平成17年7月	旧春日地区に斎場を建設すると言う方針をもって、 慎重に調査検討を行い、候補地の中から斎場を建設す る場所として、「春日町大字落合字杁前地区」に決定 する。
平成29年8月	地元地区からの意見聴取及びパブリックコメントを 経て、斎場建設基本計画を作成する。

上位計画との整合性

〇清須市 第二次総合計画

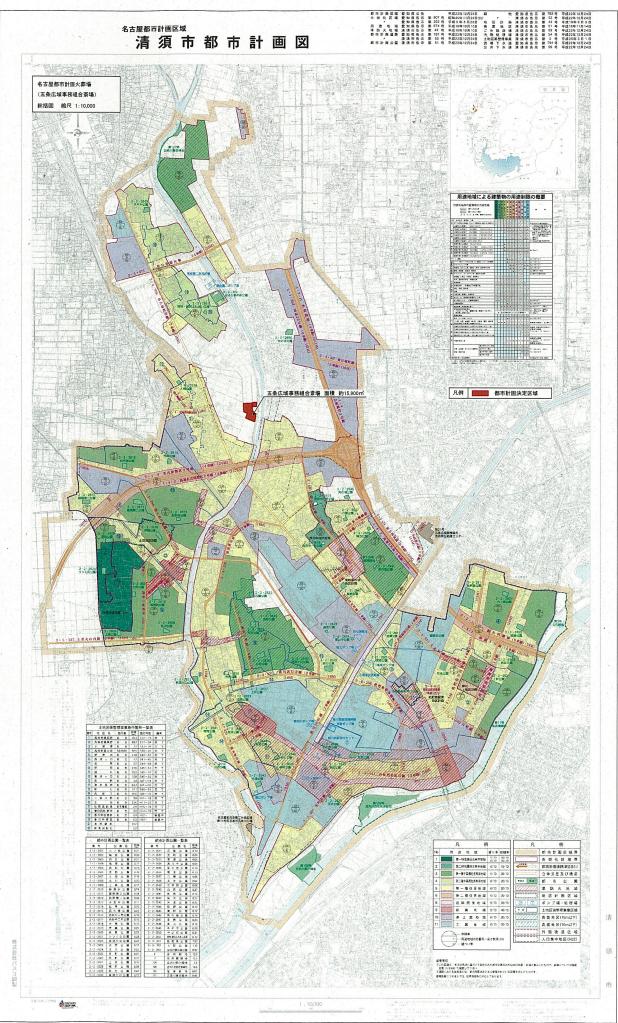
目指す姿

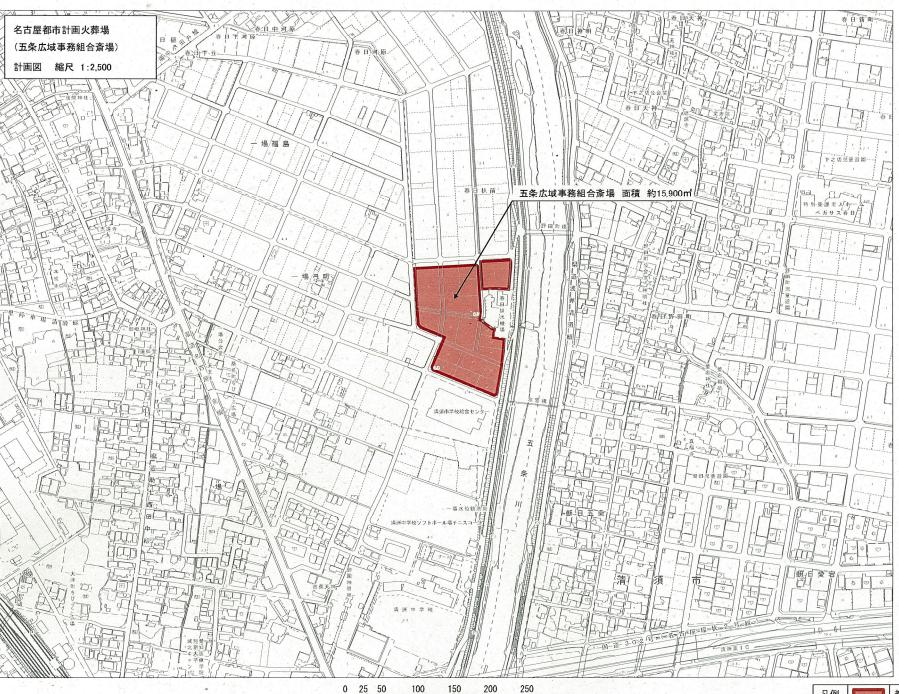
「斎苑施設が整備され、市民が身近な場所で葬儀等を営むことができる環境が確保されています。」

○清須市都市計画マスタープラン

施設整備の方針

「市民が至近な場所で利用できるように、広域的な連携により火葬施設の整備に 取り組みます。」



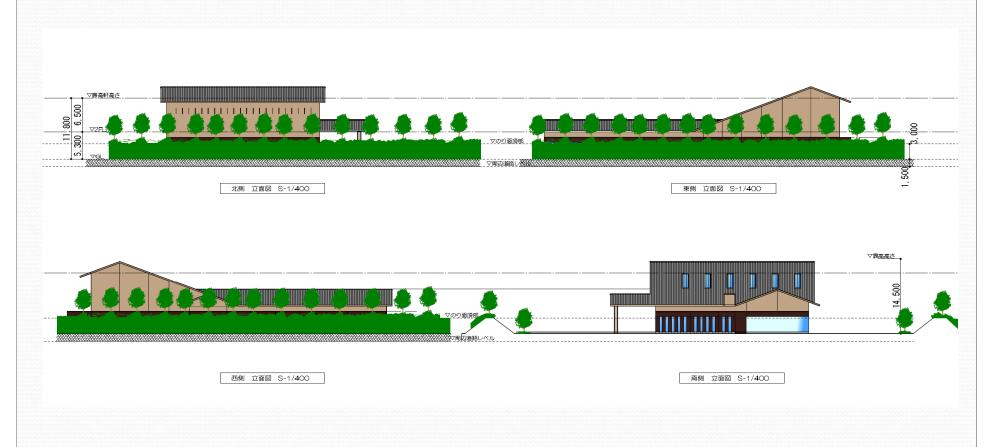






建築面積	2, 745m ²	
延床面積	3, 073m²	
待合室	6室	
告別•収骨室	6室	
駐車場	44台 (マイクロバス、障がい者用 含む。)	
概算事業費	32億1千万円 (用地費等は除く。)	

立面図(案)



外観パース (案)



火葬炉数

・将来の人口予測を行い、死亡者数を推 計

・必要な火葬炉数を理論算出

〇将来人口推計

※構成市人口ビジョンより算出

平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
155,381人	153,487人	150,660人	147,343人	143,902人

〇将来死亡者推計

※国立社会保障・人口問題研究所 のデータより算出

平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
1,774人	1,930人	2,017人	2,014人	1,917人

○必要火葬炉数

- ・受入れ日数を正月と友引を除いた302日と設定
- ・死亡者数が最も多い平成42年1月の友引明 けを想定し、1日11.8人と算出
- ・1日1炉2火葬とし、必要火葬炉数を6基、 また、動物炉も1基設置

環境影響評価(アセス)

・環境影響評価(アセス)を実施

・「大気質への影響は、実行可能な範囲で低減されており、周辺の生活環境への影響は 軽微である。」との評価結果

排気ガス対策

・ 斎場については、環境汚染防止に係る法的規制基準が無

・地域の良好な環境を保全するため、他事例等 を参考に保全目標値を設定

項目	保全目標値	
ばいじん量	$O. O1g/Nm^3$	
硫黄酸化物	30ppm	
窒素酸化物	60ppm	
塩化水素	30ppm	
ダイオキシン類	O. 1 ng-TEQ/Nm³ ※酸素濃度12%換算值	

※排出ガス濃度の保全目標値は排気筒出口の数値 ※塩化水素の法的規制値は、体積濃度に換算した値

今後のスケジュール (斎場本体のみ)

平成29年度

平成30・31年度

平成31・32年度

平成33年度

基本設計、用地取得

実施設計、造成工事

建設工事

供用開始

資料(2)

名古屋都市計画火葬場の変更(案)(清須市決定)

計画書

清須市

名古屋都市計画火葬場の変更 (清須市決定)

都市計画火葬場に41号五条広域事務組合斎場を次のように追加する。

名 称		位置	面積	備考
番号	火葬場名	194.		IV⊞ ∕5
41	五条広域事務組合斎場	清須市春日杁前	約15,900㎡	

「区域は資料①のP7を参照」

理由

周辺自治体への火葬依存、将来の火葬需要の増加及び大規模災害への対応などを解決し、もって住民福祉の増進を図るため、火葬場を都市計画に定めようとするものです。

理由書

1 都市の将来における施設の位置付け及び都市計画の必要性

(1) 上位計画との整合について

火葬場建設にあたっては、建設地が所在する清須市の計画と整合を図る必要があります。

清須市では「第2次総合計画」を平成28年12月に策定し、「政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる」の施策の目指す姿として、「斎苑施設が整備され、市民が身近な場所で葬儀等を営むことができる環境が確保されています。」と位置付けられています。

また、「清須市都市計画マスタープラン」においても、施設整備の方針として、「市 民が至近な場所で利用できるように、広域的な連携により火葬施設の整備に取り組 みます。」と位置付けされています。

(2) 都市計画の必要性について

火葬場は恒久的な施設として、地方公共団体が住民に対して将来に渡り安定した 火葬サービスを提供する必要があることから都市計画決定を行うものです。

2 位置の妥当性

建設地は、周辺に人家が少ないこと、十分な敷地が確保できること、構成市全域 から考えたアクセスの利便性が確保できることなどから妥当であると考えられます。

3 区域(規模)の妥当性

火葬場は、建物用地、駐車場、構内道路、環境緑地から構成され、建物内には、 人体炉6基、動物炉1基にそれぞれ対応した待合室や収骨・告別室が必要であり、 駐車場も会葬者の人数を想定した台数が確保する必要があります。また環境緑地に ついても、敷地周囲の緩衝帯を設け、調整池も確保する必要があり、規模は妥当で あると考えられます。

名古屋都市計画火葬場の変更 (清須市決定)

事 項	時 期	備 考
公聴会開催の公告・素案の閲覧	平成29年11月 6 日から 平成29年11月20日まで	
公 聴 会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	平成29年12月17日	
事 前 協 議	平成30年1月26日	
事 前 協 議 回 答	平成30年2月 9 日	
案 の 縦 覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成30年4月10日から平成30年4月24日まで	
都市計画法第19条第1項)	平成30年5月25日	現 在
知 事 へ の 協 議 (都市計画法第 19 条第 3 項)	平成30年6月上旬	以下予定
知 事 回 答 (都市計画法第 19 条第 3 項)	平成30年7月下旬	
決 定 告 示	平成30年7月下旬	